

令和7年度 第3回滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会
議事概要

- 1 開催日時 令和8年(2026年)3月13日(金曜日)
午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター 大会議室(プレスセンター)
- 3 出席委員
安部委員、大西委員、奥村委員、河島委員、木村(隆)委員、
木村(政)委員、崎山委員、高木委員、竹下委員、中西委員、永浜委員、
美濃部委員、宮川委員、山根委員 (五十音順)
欠席委員
伊藤委員、坂本委員、佐藤委員、城委員、杉山委員、田中委員
- 4 内容
 - (1) 開会
 - (2) 議題
 - 議題1 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し検討の報告
について
 - 議題2 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し答申案につ
いて
 - 議題3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の令和7年度の取組
状況等について(概要報告)
 - 議題4 令和8年度の県予算案(共生社会づくり条例関連)の概要について
 - 議題5 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例運用事務マニュアル
の修正の報告について
 - (3) 閉会
- 5 議事概要
 - (1) 開会
障害福祉課長から開会あいさつ
 - (2) 議題
 - 議題1 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し検討の報告
について

(委員長) :

議題1 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し検討の報告について、事務局より説明願う。

(事務局) :

資料1に基づき説明。

(委員長) :

ただいまの説明について、この中で条例検討部会の委員となっている委員から、何かあれば発言願いたい。

(委員) :

条例見直しについて検討部会で議論したが、自分としては満足している。

(委員長) :

その他の委員からご意見、ご質問等あれば発言願う。

(委員) :

定義の精緻化について、精神障害と発達障害を分けて記載するとあるが、この条例のみの考え方なのか、あるいは来年度に策定予定に次期障害者プラン等の定義にも関係する考え方なのか教えていただきたい。

(事務局) :

この共生社会づくり条例が県の障害者施策の根幹をなすものである。法律上は精神障害（発達障害を含む。）となっているが、本県においては、県民によりわかりやすくなるよう改めていく。したがって、障害者プランについても条例と同様の考え方としたい。

(委員) :

障害の定義に「生きづらさ」が含まれていないと理解してよいか。また、「生きづらさ」を抱える人は別の枠で対応するとの記載があるが、その考え方を聞きたい。というのは、聴覚障害者といっても、両耳が70 dB以上で障害者手帳がもらえるが、69 dB以下の聞こえにくい人たちは条例の対象になるか。そのような方は3万人程度いると言われているが、他の枠で支援していただけるのか。

(事務局) :

条例制定時に想定されていた「生きづらさ」とは、孤立や人とのかかわり方の困難さ、幼少期の虐待経験等を想定していた。そういった方々については、

条例施行後、社会福祉法の枠組みの中で、重層的支援の仕組みが県内の市町に広がりつつある。そのような重層的支援の枠組みとのすみわけという意味でも、この条例においては、しっかりと障害のある方を支援するための条例としたい。

聞こえにくさに起因する「生きづらさ」については、社会的障壁によるものであり、この条例の対象となる。

議題2 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し答申案について

(委員長)：

議題2 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し答申案について、事務局より説明願う。

(事務局)：

資料2に基づき説明。

(委員)：

8ページの17ページ目の「イギリスモデル」とはどのようなものか。

(事務局)

イギリス平等法において建物等のハード面のバリアフリー化が義務化されているが、一定の時間を要するものについては、実施に向けた具体的な目標や計画を立てるということが義務化されているというもの。

(委員)：

日本の旧ハートビル法（現バリアフリー法）のようなものか。

(事務局)：

それよりも実効性は一段高いと思う。日本では、昔の建物は既存不適格としてバリアフリー化されずそのままになっている事例も多い。つまりすべての建物においてバリアフリー化が義務化されているわけではない。

(委員長)：

特にご意見もないようなので、私から後日県に答申させていただく。

議題3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の令和7年度の実施状況等について（概要報告）

（委員長）：

議題3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の令和7年度の実施状況等について（概要報告）、事務局より説明願う。

（事務局）：

資料3に基づき説明。

（委員）：

合理的配慮助成金事業について、企業に対する啓発はどのように行っているのか。全く知らない企業もあるように思う。

（事務局）：

周知先は資料3のとおり。

滋賀県人権啓発企業連絡会を通じた周知は大きな入り口になると考えており、幹事会社を通じて会員企業にチラシを配布いただいている。

次の建築士事務所協会については、県が理事会の場で説明を行った。これは、建築前に建築士から施主にバリアフリーについて提案していただくことを狙いとした。

生活衛生協会については、小規模店舗を含めた飲食店や理美容店等への周知を図るため、業界団体の役員が集まる理事会で周知した。

少しでも話を聞いていただける場に伺い、説明することを心掛けた。

（委員）：

障害者雇用をしている企業は情報があると思うが、そうでない企業はまだまだだと思う。年1回障害者の相談員研修があるので、そちらで啓発をすれば良いのではないかと思う。

（事務局）：

ご意見いただき感謝する。年間150万円の予算に対して執行が40万円50万円という中で、もっと活用していただくために使い勝手がよい制度となるような工夫も必要で、その上でどのようなところに周知すればよいのが重要と認識している。

（委員）：

相談件数は今年度58件とのことであるが、相談員の姿があまり見えてこないがどうされているか。

(事務局) :

現在、社会福祉士や精神保健福祉士といった国家資格を持った相談員2名が県障害福祉課にいる。

先日実施した地域アドボケーター研修にも相談員が参加し、一緒にロールプレイをするなど、アドボケーターの方々と顔を合わせることができた。来年度もアドボケーター研修を実施する予定であり、県の相談員も参加してもらいたいと思っている。

(委員) :

業務の都合もあるとは思いますが、来年度の共生社会づくり委員会の場には顔を出していただく機会があればありがたい。

(事務局) :

おっしゃるとおり、本来であれば相談員からこの場で相談の状況を説明させていただければよいのだが、毎日のように1時間を超えるような相談の電話が複数かかってくる状況であり、本日は相談対応をお願いしている。

また、相談事例の検討会議でアドバイザーの方から助言をいただく際には同席しており、少しずつではあるがそのような接点も持っていただけるようにしたい。

議題4 令和8年度の県予算案（共生社会づくり条例関連）の概要について

(委員長) :

次に、議題4 令和8年度の県予算案（共生社会づくり条例関連）の概要について、事務局より説明願う。

(事務局) :

資料4に基づき説明。

(委員長) :

ただいまの報告について、ご意見ご質問等をいただきたい。

(委員) :

合理的配慮助成金事業について、令和8年度のモデル事業として小規模事業者が実施する工事を定額にすることについては非常に期待している。しかし、1年だけのモデル事業であるのが不安。事情は理解をしているつもりだが、できるだけ永続的に定額としていただきたい。モデル事業の成果ができれば、モデル事業ではなくなるという楽観的な評価もしているが、不安な一面もある。県としてどのように考えているか教えてほしい。

(事務局) :

もともとこの助成金自体がスタート時からモデル事業であり、令和3年度に終了することとなっていたが、メニューを追加するなどにより現在に至っている。予算の執行率についても課題であった。令和8年度の予算編成に向けて財政当局と折衝をする中では、次期障害者プランの終期に合わせるができないかと交渉を行ったが、まずは令和8年度の結果を出すようにと言われている。

このことから、まずは措置された予算をしっかりと執行する必要があるため、しっかりと周知等に取り組んでいきたいと考えている。皆様にもご協力をお願いしたい。

(委員) :

来年度が勝負ということが分かった。しっかりと協力をさせていただく。

(委員) :

1つ目は質問である。令和7年度の合理的配慮助成金事業の実績は8件とのことだが、具体的な金額はいくらか。

もう1つは要望である。助成対象がコミュニケーションツール作成、物品購入、工事の施工、研修の開催の4つであるが、ハード面に偏っているように感じる。

聞こえない人や聞こえにくい人は、手話通訳や要約筆記等のソフト面の情報保障が必要になってくる。民間事業者にとっては負担が非常に重く、特に中小企業では、負担することができないということが起こってくる。

聞こえない人、聞こえにくい人の中には、文字変換アプリを使って我慢しているという人もいる。

そうではなく、合理的配慮の中で手話通訳等をつける予算を経過措置という考え方も含めて県が1/2負担する考え方はできないだろうか。

令和8年度の実施は難しくとも、翌年度からの実施でもよいので検討いただきたい。

手話通訳でなく筆談に変えた対応ということも聞いている。市に手話通訳の派遣を依頼しても、意思疎通支援とは異なるので、派遣できないと断られるという事例も多数聞いている。

企業も苦しい状況であるので、県のソフト面の助成制度を設けていただきたい。

(事務局) :

1つ目の質問について、助成実績は8件で406,634円である。まずはこの150万円の助成金をしっかりと執行するということが来年度求められている。

2つ目にいただいた要望について、雇用の場における合理的配慮について

ご意見をいただいたが、健康医療福祉部と商工観光労働部とが連携し、まずは国の助成金事業の周知を行い、活用いただけるようにしたい。高齢障害求職者雇用支援制度において、職場に手話通訳者を配置することで年間 150 万円を 10 年間助成する仕組みがある。しかし、3/4 の助成事業であるので、中小企業にとっては厳しいものであると認識している。

福祉部門と雇用部門が連携し、来年度にプランの見直しもある中で、何ができるか考えていきたい。

(委員) :

ぜひ検討いただきたい。

(委員) :

合理的配慮助成金の周知について、市町が空き家対策として住宅を改造して食堂等に変える事業に対する助成をしているが、そういったところには周知を行っているか。

対象となる住宅は旧家であるため、バリアフリーとは程遠い構造となっている。

(事務局) :

住宅部門や建築部門との連携として、建築士事務所の方々との接点を持ったが、市町の空き家対策の担当者への周知にまでは至っていない。

住むための空き家対策については、移住対策として行っているところ、この合理的配慮助成金については、不特定多数の方が利用する施設の改修などにお使いいただくための助成金であるので、空き家対策として不特定多数の方が利用する施設とする場合には対象になることから、今後の展開として検討したい。

(委員) :

合理的配慮助成金事業について、社会貢献活動を推進する企業・団体の組織体である淡海フィランソロピーネットの事務局を県社会福祉協議会が担っており、そのような場での周知も可能なので、ぜひ検討いただきたい。

条例啓発資材についても、県社協が受託している研修の場等を活用して配布が可能なので、周知に協力をさせていただく。

(委員) :

合理的配慮助成金事業について、コミュニケーションツールの作成は、地域の作業所でも受けられる仕事かと思う。

我々も補助金を活用することがあるが、非常に手続きが煩雑であることがある。楽だと思うのは、仕事を受けた業者が手続きまで代行してくれる場合。

コミュニケーションツールの作成は個人がやっているお店などが使うことが想定されるが、作業所にツールの作成を依頼すれば助成金の手続きまでやってくれるという仕組みにしておけばよいと思う。

コミュニケーションツールの作成にもつながるし、作業所の仕事生まれるので、手続きの簡略化と合わせて検討いただきたい。

また、条例啓発資材作成事業について、この中には就労の事例も多く掲載いただきたい。というのは、障害のある人は守ってあげなければならない、保護してあげなければならない、配慮してあげなければならないという存在ではなく、共に社会を作っていく人であり、そのための合理的配慮である。

その意味でも合理的配慮によって活躍している障害者に関する事例をしっかり取り入れていくことが大事だと思った。

(事務局) :

ご意見いただき感謝する。これまでの啓発資材は新たな視点がなくありきたりなものという御指摘もいただいていたところ。

その上で、だれにとっても分かりやすく、小さいころから学んでいくという観点は大事だと思うので、その中でも就労というところも視点として取り入れていきたい。

議題5 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例運用事務マニュアルの修正の報告について

(委員長) :

次に、議題5 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例運用事務マニュアルの修正の報告について、事務局から説明願う。

(事務局) :

資料5に基づき説明。

(委員長) :

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等あればご発言願う。

【特に意見、質問等なし】

(委員長) :

それではこの議題はここで終了とする。

(3) 閉会